

2019年度 公益財団法人藤沢市みらい創造助成要項

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、藤沢市を中心として音楽・演劇等の舞台芸術活動をしている個人または団体の事業に助成を行います。

1.助成対象事業

2019年4月1日から2020年3月31日までに行われる音楽・演劇等のうち、次の事業。

- (1) 芸術文化活動の発表事業
- (2) 各種大会参加事業
- (3) 海外公演事業
- (4) 藤沢市の文化振興に寄与するもので、当財団が特に認める事業

ただし、特定の団体の宣伝や営利を目的とした事業、地方公共団体、宗教団体、政治団体が主催する事業、助成を受けなくても遂行が十分可能と認められる事業は対象外となります。

2.助成金額

助成対象経費の2分の1以内で予算の範囲内を限度とします。

3.提出書類

- 1.助成申請書
- 2.事業計画書
- 3.収支予算書
- 4.前年度(又は前回公演)の収支決算書
- 5.過去の公演等の写真、チラシ、プログラム等
※団体の場合は上記のほか次の書類を提出してください。
- 6.規約・会則等
- 7.年間の事業計画書及び収支予算書

4.提出書類の作成方法

- (1) 提出書類1、2、3は、所定の用紙を使用してください。
なお、当財団ホームページ上に掲載いたしますのでダウンロードの上ご使用ください。
- (2) 提出した書類については、その内容記載に関して、当財団より問い合わせをすることがありますので、必ず「写し」をとり、保管するようにしてください。

5.提出書類のヒアリング

書類提出後、藤沢市民会館にて、ヒアリングを行なう場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6.提出部数・提出期間

(1) 提出部数

- ①助成申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④前年度(前回公演)の収支決算書
⑤過去の公演等の写真、チラシ、プログラム等 各 1 部

※団体の場合

- ⑥規約・会則等 ⑦年間の事業計画書及び収支予算書 各 1 部

書類につきましては、楷書でわかりやすくご記入ください。

(2) 提出期間

2019年1月16日(水)から2019年2月15日(金)まで

・提出方法は持参のみとし、期間中は休館日（月曜日・祝日の翌日）を除く。

・毎日午前9時から午後5時まで受け付けいたします。

7.結果発表

提出書類を助成委員会にて審査し、その結果を4月初旬に書面にて通知いたします。

8.提出先・問い合わせ先

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 芸術文化事業課（藤沢市民会館内）

〒251-0026藤沢市鵠沼東8－1 TEL0466-28-1135 FAX0466-25-1525